

令和6年度 建設機械等損料の改定について

国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 施工企画室

1. 建設機械等損料の概要

建設機械等損料（以下、「機械損料」という）とは、土木請負工事費の積算に用いる機械経費の一部であり、建設業者が保有する建設機械等の償却費・維持修理費・管理費等のライフサイクルコストを1時間当たりまたは1日当たりの金額で示したものです（図-1）。

昭和30年代、工事量の急激な増大と機械化施工の普及に伴い、公共工事の執行体制が直営から請負方式に移行するに従い、また、昭和35年に

は「中央建設業審議会（中建審）」勧告を受けたことから、積算の適正化を図るための統一的な積算基準類（土木請負工事工事費積算要領，土木請負工事工事費積算基準）を昭和42年に制定し、昭和58年には土木工事標準歩掛をはじめとする積算基準類を公表しました。

機械損料についても、昭和49年に建設機械の購入価格と維持修理費との関係による経済的使用時間を設定する、「アッカーマン方式」の算定式を用いた機械損料の考え方を示した「請負工事機械経費積算要領」を制定し、他の基準と同様、昭和58年に公表しました。

その後、変化する社会情勢等の実態を踏まえ、

機械損料とは、**「土木施工業者等が、建設機械を自社で保有し使用するために必要な費用」**

- ① 使用しなくても年数が経過することによって減少する価値
- ② 建設機械を使用することで低下した性能等の復元に要する大規模整備費用
- ③ 現場修理の費用
- ④ 建設機械を保有するための保険料や租税公課
- ⑤ 建設機械を格納保管するための費用等

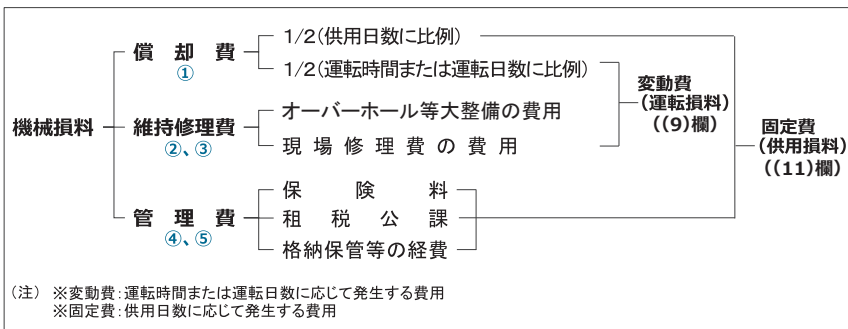


図-1 機械損料の概要

建設機械の拘束時間（管理費）の概念を取り入れ
たり、建設機械の使用年数を法定耐用年数から実
稼働に即した標準使用年数に見直したりする等、
様々な改定を経て、現在に至っています。

2. 建設機械等損料の構成

個別機械の機械損料は、「請負工事機械経費積
算要領」の別表である「建設機械等損料算定表」
に一覧表の形式で掲載されています（図－2）。
その構成は以下のとおりです。なお、「請負工事
機械経費積算要領」の別表である「建設機械等損
料算定表」の諸数値については、実態調査の結果
をもとに見直しを行っているものです。

(1) 基礎価格

建設機械の販売・取得価格をもとに設定してい
る損料算定のための価格で、標準付属品を装備し
た国内における機械の実勢取引価格（消費税は含
まない）です。

(2) 標準使用年数

一般的な維持管理のもと、建設機械本来の用
途・用法により、通常予定される機械の効率が十
分発揮できる使用年数をいいます。

(3) 運転時間（年間標準）

建設機械が目的の作業を行う時間、作業のため
の自走による移動時間、作業待ち等によるエンジ
ンの空転時間、その他作業に関連する1年間の標
準的な時間をいいます。

(4) 運転日数（年間標準）

運転時間の多少にかかわらず、建設機械が1年
間に運転される標準的な日数をいいます。

(5) 供用日数（年間標準）

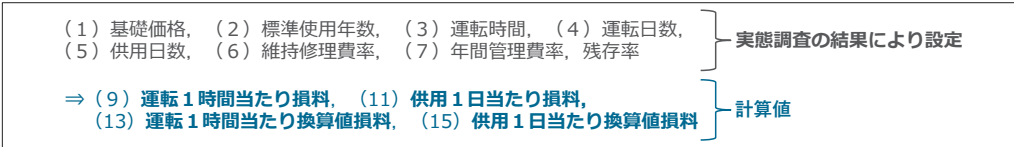
建設機械が工事現場に供用される1年間の標準
的な日数をいいます（建設機械を工事現場に搬入
し、または工事現場から搬出するために必要な日
数を含みます）。

(6) 維持修理費

建設機械の効用を持続するために必要な整備及
び修理の費用で、運転経費に含まれている消耗部
品費以外のものをいいます。

「請負工事機械経費積算要領」における別表として定められているもの

分類コード 機械名称	規 格		(1) 基礎 価格 (千円)	(2) 標準 使用 年数 (年)	年 間 標 準				(6) 維持 修理 費率 (%)	(7) 年間 管理 費率 (%)	(8) 残存率 (%)	運転1時間当たり		供用1日当たり		換 算 値			備 考		
	諸 元	機関出力 (kW)			機械 質量 (t)	(3) 運転 時間 (時間)	(4) 運転 日数 (日)	(5) 供用 日数 (日)				(9) 損料率 (%)	(10) 損料率 (%)	(11) 損料率 (%)	(12) 損料率 (%)	(13) 損料率 (%)	(14) 損料率 (%)	(15) 損料率 (%)			
01 ブルドーザ及びスクレーパ																					
0101 ブルドーザ																					【0101】底懸巻型、ROPS装備率を含む。 機械質量には標準ブレードを含む。
025 [選地・排ガス対策型(2011年規制)]																					
070 001	7 t級	56	8.7	9,610	12.5	440	90	150	25%	10%	13%	125	1,200	899	8,640	431	4,140	1,264	12,100		
100 001	10	78	10.0	13,300	12.5	440	90	150	25%	10%	13%	125	1,660	899	12,000	431	5,730	1,264	16,800		
160 001	16	121	18.4	22,400	12.5	440	90	150	25%	10%	13%	125	2,800	899	20,100	431	9,650	1,264	28,300		
200 001	20	143	20.7	28,700	11.5	750	120	190	40%	10%	15%	96	2,760	721	20,700	278	7,980	1,098	31,500		
026 [選地・排ガス対策型(2014年規制)]																					
040 001	4 t級	42	4.6	7,560	12.5	440	90	150	25%	10%	13%	125	945	899	6,800	431	3,260	1,264	9,560		
070 001	7	71	9.0	10,700	12.5	440	90	150	25%	10%	13%	125	1,340	899	9,620	431	4,610	1,264	13,500		
100 001	10	79	10.4	14,900	12.5	440	90	150	25%	10%	13%	125	1,860	899	13,400	431	6,420	1,264	18,800		
130 001	13	97	14.1	20,600	12.5	440	90	150	25%	10%	13%	125	2,580	899	18,500	431	8,880	1,264	26,000		
160 001	16	127	16.5	24,200	12.5	440	90	150	25%	10%	13%	125	3,030	899	21,800	431	10,400	1,264	30,600		
200 001	20	162	22.4	30,700	11.5	750	120	190	40%	10%	15%	96	2,950	721	22,100	278	8,530	1,098	33,700		
280 001	28	197	29.1	39,200	11.5	750	120	190	40%	10%	15%	96	3,760	721	28,300	278	10,900	1,098	43,000		



図－2 建設機械等損料算定表（一部抜粋）

(7) 年間管理費

建設機械の保有に伴い必要となる租税公課、保険料、格納保管（これに要する要因を含む）等の経費であり、年間に必要な管理費をいいます。

(8) 償却費及び償却費率

償却費は、建設機械の使用または経年による価値の減価額であり、償却費率は、使用期間中の償却費総額の基礎価格に対する割合をいいます。

償却費率は「償却費率 = 1 - 残存率」という式で求めます。

残存率は、建設機械毎の処分や下取り状況の調査をもとに、実態に応じた額を設定しています。

3. 令和6年度 建設機械等損料の改定概要

建設機械等損料の実態調査は、全国の建設業に携わる工事業者等を対象に約5,000の建設機械について行っています。

建設機械分類毎の平均変動率（改定前（令和4年度版損料）との比較）は図-3のとおりで、以下の変動となっています。

- ① ほぼ全ての機械で、買い替えが進んだことで、基礎価格が上昇
- ② また、買い替えが進み、新しい機械が増えたことで、維持修理費率については、ほぼ全ての機械で減少
- ③ 運転1時間当たり（13欄）並びに供用1日当たり（15欄）の換算値損料についても、基礎価格上昇の要因から、一部の機械を除いて2%程度上昇
- ④ ダム施工機械は、基礎価格や稼働機会、維持修理費率が上昇傾向
- ⑤ 除雪用建設機械は、標準使用年数が上昇
その他にも、建設機械の保有状況も踏まえて、損料設定機種種の追加、削除、名称変更等も行っていきます。

改定の概要については、国土交通省ホームページ「令和6年度建設機械等損料の改定概要」に掲示していますので、そちらをご参照下さい。

【参考ホームページ】

令和6年度建設機械等損料の改定概要

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html

令和6年度 建設機械等損料算定表改定 機械分類別平均変動率表(対令和4年度版)

区分	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料(13欄注)	供用1日当たり換算値損料(15欄)
01 ブルドーザ及びスクレーバ	R04	1.01	1.00	1.01	1.03	1.01	1.00	1.00	1.00	0.99	0.99
02 掘削及び構込機	R04	1.01	1.00	1.00	1.02	1.00	0.94	1.00	1.00	1.00	1.00
03 運搬機械	R04	1.04	1.00	1.00	1.02	1.00	0.95	1.00	1.00	1.03	1.03
04 クレーンその他の荷役機械	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
05 基礎工事用機械	R04	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.02	1.02
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	R04	1.03	1.00	1.01	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R04	1.02	1.00	0.99	1.00	1.00	0.94	1.00	1.00	1.03	1.01
08 締固め機械	R04	1.04	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.04	1.03
09 コンクリート機械	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.01	1.01
10 舗装機械	R04	1.03	1.00	1.00	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	1.03	1.03
11 道路維持用機械	R04	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.01	1.01
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.02	1.02
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R04	1.04	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.04	1.04
15 電気機器	R04	1.01	1.00	-	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00
16 ウインチ類	R04	1.02	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	1.03
17 試験測定機器	R04	1.00	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R04	1.05	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.05
20 その他の機器	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
40 ダム施工機械	R04	1.06	1.09	1.24	1.06	0.99	1.11	1.00	1.00	0.95	1.13
50 除雪用建設機械	R04	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	-

注) 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によっては「運転1日当たり換算値損料」として算出し、掲載しているものがある。

図-3 機械分類別平均変動率（令和6年度 / 令和4年度）